

議案第36号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成12年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ウ中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に、「809,000円」を「826,500円」に改め、同項第2号ア及び第3号の2ア中「809,000円」を「826,500円」に改める。

付則第10条第1項中「所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は」を「給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び付則第12条において同じ。）又は」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有しない者を除き、同年度分の住民税の賦課期日において区内に住所を有する者（地方税法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第1号ウ、第2号ア、第3号の2ア、第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第

- 1 1号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ウ中「0とする。）」とあるのは「0とする。）」に令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額」と、同項第5号ア中「合計所得金額(」とあるのは「合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、)」とする。
- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第1号ウ、第2号ア、第3号の2ア、第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ウ中「その控除前の金額)から100,000円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))」とあるのは「その控除前の金額)」と、同項第5号ア中「合計所得金額(」とあるのは「合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、)」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第1号ウ、第2号ア、第3号の2ア、第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12

号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号ウ中「0とする。）」とあるのは「0とする。）」に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。第5号アにおいて同じ。)を控除して得た額を加えた額」とし、同項第5号ア中「合計所得金額(」とあるのは「合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の住民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の住民税の賦課期日において区内に住所を有するもの(地方税法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の住民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の住民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、目黒区特別区税条例（昭和39年12月目黒区条例第62号）第11条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、目黒区特別区税条例第11条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、目黒区特別区税条例第11条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の住民税が課されている者とみなす。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 保険料率の算定に係る所得基準を見直すとともに、令和8年度の保険料率の算定において、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引上げによる影響を遮断する措置を講ずるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。